

「GAP手法（農業生産工程管理手法）を巡る情勢について」

農林水産省 生産局生産技術課課長補佐 龍澤直樹 氏

ご紹介いただきました農林水産省生産局生産技術課でGAPを担当しております龍澤と申します。

私からは、GAP手法を巡る情勢ということで、全国を取組状況、また、国際的な動向、また国の取組方針について簡単に説明したいと思います。

GAP手法ですが、初めてお聞きになったという方もいらっしゃるかもしれませんので、まずはGAP手法とは何かということから話をさせていただきたいと思います。

Good Agricultural Practiceの頭文字を取ってGAP（ギャップ）と呼んでおりますが、よい農業生産を実践するという意味ですけれども、食品安全の確保、環境保全など様々な目的を達成するために、まず農作業の計画を立てて、チェックシートを作成し、そのチェックシートに沿って農作業を行い、記録します。そして、記録を点検し、改善点を見つけます。最終的には1年間実践してチェックシートを改善し、次期作で活用していくというもので、このPDCAサイクルを繰り返してレベルアップを図っていくものであると考えております。昨今、食品の安全について、消費者の関心が高まっております。こうした中、生産から流通、そして食卓に至るまでの各段階において、工程管理をきちっと行っていくということが大事と考えております。このGAP手法の取組というのは、まさに生産段階での工程管理であります。

当然ながら、GAP手法につきましては、作物によっても、地域によっても、異なるものでありまして、農業者、産地が目指す方向によっても取組内容が異なってくると考えております。

本日、私の後にお話しいただくJGAPの動きにつきましても一つのGAP手法ですが、現在、いくつかのGAPがありますので、それも含めて紹介したいと思います。

まずは、GAP手法の導入効果についてご説明いたします。従来ですと、農産物を収穫した後に検査を行う結果管理、ファイナル・チェックという形でやられております。GAP手法を導入しますと、各工程ごとにきちっと管理する項目をあらかじめ整理しまして、その項目に従って作業を行い、点検していくということで、工程管理を徹底するわけです。従いまして、安全な作物を生産できるとともに、消費者、食品事業者への説明とか、問題が起こった時の原因究明といったことにも役立つものであり、有効な手法であると考えております。

それに加えて、副次的な効果といたしまして、実際にGAP手法を実践されている88の産地にアンケート調査した結果ですが、生産コストの削減が図られた、品質向上が図られた、場合によっては売り先の確保が図られた、その他というのが多いのですが、生産者の安全に対する意識が非常に高まったといった回答を得ております。工程を見直すことによって、無駄な資材を省けたり、必要以上に農薬を買わなくなるといった回答も得ております。

我が国におけるGAP手法の導入状況でございます。農林水産省では、主要な産地等に対して、本年7月末現在でGAP手法を導入しているかについて調査しました。その結果

がこのグラフです。

左の円グラフは、GAP手法について知っているかどうかという周知状況です。主要な3,691の産地等のうち1,409の産地ではGAP手法について周知されておりますが、約6割はまだ周知されていない状況です。

一方で、GAP手法の導入状況は、主要な産地等のうち、導入されている産地は439産地です。また、導入を検討している産地は710産地、合わせますと3割となりますが、約7割はまだ未検討という状況です。GAP手法の取組は、我が国においてはまだこれからという段階にあると思います。

439の産地でGAP手法を導入しておりますが、具体的にどのようなGAPを実践しているかということですが、一番多いのは、その他のGAP⑤の部分です。これは産地が独自に策定しているGAPです。独自に点検項目を定めて、産地で実践しているというGAPであり、まだ取り組み始めた段階が多いかと思えます。

その次に多いのが④ですが、これは流通業者等民間が策定しているGAPです。例えば大手量販店のイオン㈱とか、日本生活協同組合連合会では、独自のGAPを産地に求めている状況にあります。また、最近では日本マクドナルド㈱も、来年度からレタスについてGAPに取り組みたいという話を聞いておりますが、流通業者や実需者において、産地にGAPを取り組んでいただきたいとの意向が高まってきている状況になってきていると考えております。ただし、全体としては、まだまだGAP自体の認知度も低いという現状と考えております。

その他②としては、都道府県が策定しているGAPです。各都道府県段階においては、それぞれGAPの推進体制を整備して、ほとんどの県で実施している状況です。中には、県版のGAPということで進めております。例えば、栃木県を例に取りますと、いちごで農薬の問題があり、出荷停止といった事態がありました。これを踏まえ、いちごのGAPを全県的に実施すると聞いております。

それ以外にもいろいろ、各県が取り組まれているような状況です。

導入事例をご説明いたします。埼玉県の北川辺町とまと研究会ですが、安全・安心に対する消費者の関心の高まりの中で、何らかの対応をしていく必要がある中、GAPに巡り合ったということで、かなり早い段階から取り組まれています。特に衛生管理を徹底されていると聞いております。

つぎに島根県みどりちゃん委員会です。ここは水耕栽培でありまして、食の安全が求められる中、ブランドとしてアピールしていきたいと考えていたところ、GAPに巡り合ったと聞いております。ここでは、最初の段階では、生産者の中でモデル的にスタートして、現在では、日本農業新聞に掲載されておりましたが、本年9月にJGAPを取得されたというような状況でありまして、ステップ・バイ・ステップの取組をされてきていると聞いております。

非常にアピール効果もあったとのことで、販路拡大が図られたと聞いております。

国内の動向としては、JAグループにおいて平成14年から生産履歴記帳運動を実施しております。これは、どのような農薬を使用したかを記帳していくといった取組ですけれども、昨年10月の全国大会におきまして、生産履歴記帳を前提として、GAPに対応していくということを決定されております。これを受け、本年10月に、食の安全・安心確

保等に向けた今後の取組みについてが全中理事会で決定されておりますが、今後、J Aグループにおいても、生産履歴記帳の徹底をベースにしながら、進んでいる生産グループからGAPを導入していくと聞いております。

また、民間の動きということで、本日、後ほど講演されますJ GAPの関係と、花の関係でMPSフローラルマーケティング株式会社ですが、ここでも今後、花のGAPに対応していくと聞いております。

J GAPに関しては、日本GAP協会が策定している認証制度ということで、本年8月にグローバルGAPとの同等性認証を取得されており、9月時点で204農場を認証されているという状況です。

海外の状況をご紹介します。GAPに関しては欧州が進んでおりまして、EU REG GAPという名称を聞いたことがあるかと思えますけれども、欧州の小売業組合が中心となってEU REG GAPを平成13年に策定しております。そして、平成18年12月には、5万9千件の認証がなされているということで、EU域内では4万7千件、EU域外でも1万3千件となっており、今はもう少し数が増えていると思えますが、世界80カ国で取り組まれていると聞いております。我が国においては5生産法人で取得されたと聞いております。また、同等性認証については、J GAPの話をししましたがけれども、それ以外にも、ケニア、ニュージーランド、チリ、メキシコといった欧州以外の国でGAPに取り組んでおり、同等性認証が取得されている状況です。ちなみにEU REG GAPの名称は、本年9月にGLOBAL GAPという名称に変更されたと聞いております。

もともとEU REG GAPが策定された背景としては、欧州でもBSEの問題、残留農薬の問題があり、安全・安心に対応する必要が高まっている中、それぞれの量販店がバラバラであった基準を統一したという経緯があります。項目としては食品安全だけではなくて、環境負荷低減、作業者の労働安全、動物福祉について約200の項目で構成されております。

最近ではアジアでも2006年にチャイナGAP、コリアGAPが策定されております。韓国においては農水産物流通公社が策定した認証制度で110の項目であり、トレーサビリティ制度の登録も義務化しております。また、チャイナGAPについては国の認証制度ですけれども、現在グローバルGAPとの同等性認証を申請していると聞いております。

また、アメリカでも、野菜の産地ということではカリフォルニアが有名ですが、カリフォルニア州政府では、O-157といった問題への対応ということで、衛生管理を徹底させるため認証制度としてGAPプログラムを今年からスタートしたと聞いております。

韓国、中国以外にも、マレーシア、タイなどでGAPの取組が進んでおり、世界的な動きになっております。

我が国では、本年4月に「21世紀新農政2007」を策定しておりますが、その中で、GAP手法について積極的に導入を図っていくとともに、数値目標として、平成23年度までにおおむね全ての主要な産地2,000産地で導入を目指すこととしております。

12ページ、左にグラフがありますが、このグラフは食品安全委員会のアンケート調査ですが、回答した消費者の約8割が、生産段階に不安を感じているという結果が出ております。こういったものに対応するために、生産段階の工程管理であるGAP手法というのは有効な手法と考えております。

GAP手法の導入に向けた施策ですが、農林水産省としましては、GAP手法自体の普及を図っていききたいと考えております。現状では、冒頭に導入状況を説明しましたが、産地での取組は少ない状況でありますので、まずはGAPに親しんでもらいたいと考えております。まずGAP手法の考え方についてご理解いただき、産地の取組を支援していききたいと考えております。

意見交換会の開催や、ホームページの掲載、パンフレット配布、基礎GAPの公表などを行っております。また、GAP手法導入・推進会議を立ち上げ、流通団体、消費者団体にも参画いただき、GAP手法の取組を、生産者だけでなく、幅広い関係者の皆様にご理解を賜りながら進めていききたいと考えております。

実践支援ということで、マニュアルの策定、普及指導員の育成などを行うとともに、食の安全・安心確保交付金で、実証産地への支援を行っております。

先ほど、基礎GAPの話をいたしました。農林水産省におきましては、本年3月に基礎GAPを公表しております。これは全国的に汎用性の高いGAPのモデルで、GAP手法を普及するためのツールと考えております。野菜、果樹、米、麦、大豆、花といった作物ごとで公表しておりますが、法令遵守事項や農業環境規範といった最小限の項目になっております。

先ほど、交付金での支援を申し上げましたが、食の安全・安心確保交付金でのソフト的な支援ということで、例えば、研修会への参加、研修会の開催、チェックリストの作成、分析費用といった経費への支援を行っております。また、新規予算ですけれども、生産から加工までの工程管理を行う際にソフトと一体的に、効果的な工程管理に必要なハードを整備し、モデル的な取組として構築し、普及を図っていくことを考えております。

以上いろいろお話をしましたが、GAP手法につきましては、産地でお話を伺いますと導入メリットがわからないといった声を聞きます。現在、439の産地で実践しているわけですが、今後いろいろな事例を情報提供することが必要であると考えております。皆様方のご意見も賜りながら進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ご静聴ありがとうございました。

